# 栃木地方最低賃金審議会



### ( 整理番号 0607 )

第3回 栃木県最低賃金専門部会

令和6年8月5日 一部公開

開催日時	令和6年8月5日(月)	13時30分~15時50分		
開催場所	宇都宮市明保野町1-4	宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人	
	労働者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人	
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人	
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 その他			

議事録・議事要旨	議	事	録	
----------	---	---	---	--

## 事務局

ただ今から、令和6年度栃木地方最低賃金審議会第3回栃木県最 低賃金専門部会を開催いたします。

## 一 定数の確認 一

労働者代表委員の津村委員が欠席。

委員定数9名中8名の出席があり、最低賃金審議会令第6条第6 項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。

## 一 傍聴者の報告 一

本日の専門部会は、栃木県最低賃金専門部会運営規程に基づき一部公開とされており、公告の結果8名の傍聴申込みがあり、8名が傍聴することを報告。

それでは、議事につきまして部会長より進行をよろしくお願いい たします。

## 杉田部会長

それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。

本日の専門部会におきましても、公労使三者が集まって議論する 部分については公開とし、三者が集まる場面であっても採決部分は 非公開といたしますので、まずこの場は「公開」といたします。

傍聴の方々は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守すると ともに、審議中は事務局の指示に従っていただきますようお願いい たします。

それでは、議題(1)栃木県最低賃金の金額改定についてです。 審議に入る前に、他局の結審状況について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

一 他局の結審状況を報告 一

B 北海道 50 円

A埼玉 50 円

A東京 50 円

B 山梨 50 円

B静岡 50 円

A愛知 50 円

B三重 50 円

B 滋賀 50 円

B京都 50 円

A大阪 50 円

B 兵庫 51 円

B 奈良 50 円

## 杉田部会長

ただ今の説明に関して、何か御質問などございますか。

よろしいですか。

では、労使各代表委員において把握している情報で、御提供いただける情報はございますか。

## 各代表委員

一 情報等なし 一

#### 杉田部会長

それでは金額審議に入りたいと思いますが、最初に、前回、第2回 専門部会の審議状況を確認したいと思いますので、事務局から説明 をお願いします。

#### 事務局

前回、第2回専門部会では、公労使それぞれの協議を挟みながら、 公労協議・公使協議を繰り返し行い、終了時点での労働者側の引上げ 提示額は52円、使用者側の引上げ額は48円でした。

以上になります。

## 杉田部会長

労使とも、ただ今の説明で間違いありませんか。

#### 各代表委員

間違いありません。

杉田部会長

本日、事務局からの提出資料はないようですが、労働者代表委員、 使用者代表委員からの提出資料はありますか。

各代表委員

ありません。

杉田部会長

本日は、予定では専門部会の審議最終日であり、部会終了後には、 引き続き開催される本審議会に対し、専門部会での審議結果を報告 することとなります。

報告は、ぜひ全会一致で結審し、報告したいと考えておりますので、労働者代表委員、使用者代表委員の皆様には、積極的な審議をお願いいたします。

それでは、これより金額審議に入ります。

以後しばらくの間は、「三者が揃って協議する場面」ではありませんので、「非公開」といたします。

なお、「公労協議」、「公使協議」がすべて終了後は、この会場に再び各委員が参集し全体での審議をおこないますので、そこからは再び「公開」といたします。

ただし、審議の状況にもよりますので、その時間まではお約束できません。

傍聴者の方々は、長時間お待たせする場合もあるということをあらかじめご了承いただいたうえで、事務局の指示に従ってお待ちくださいますようお願いします。

それでは、前回は公使協議で終了となりましたので、本日は公労協議から始めたいと思いますが、いかがでしょうか。

各代表委員

異議なし

杉田部会長

それでは、それぞれの協議室に入室後、事務局がお声掛けをし、最初に公労協議を行い、その後、公使協議を行います。事務局は公労使 委員をそれぞれ協議室へ御案内ください。

《《 以降、非公開 》》

- 第1回 公益・労働者代表協議 ―
- 第1回 公益・使用者代表協議 ―
- 第2回 公益・労働者代表協議 ―
- 一 第2回 公益・使用者代表協議 一
  - 一 公益代表協議 一

- 第3回 公益・労働者代表協議 ―
  - 一 労働者代表協議 一
  - 一 公益·労働者代表協議 一
- 一 第3回 公益·使用者代表協議 —

《《 以降、公開 》》

一 公益・労使代表協議 一

## 杉田部会長

それでは、審議を再開し、ここからの議事は、再び「公開」といた します。

これまで、労働者側、使用者側それぞれと協議を重ねてまいりました。

労働者代表委員の皆様も、使用者代表委員の皆様も、それぞれの立場において、忌憚のない主張をしつつも、相手方の主張にも耳をしっかりと傾け、真摯に審議を進めていただいたことに感謝申し上げます。

しかしながら、労使それぞれの御意見には隔たりがあり、ここまで 意見の一致には至っておりません。

このため、これより公益見解をお示しいたしますので、労使それぞれで、今一度御検討くださいますようお願いします。

公益見解ですが、現在、労働者代表委員の主張は51円、使用者代表委員の主張は49円となっています。

公益代表委員としましては、これまでの審議の経過、労使それぞれの主張を尊重しつつ、その上で、県下の経済情勢などを総合的に勘案し、現行額を50円引き上げ、時間額を1,004円とする旨の公益見解をお示しいたします。

なお、発効日は令和6年10月1日とします。

労使それぞれの代表委員の皆様には、この公益見解について別室 で改めて御協議いただき、協議結果を労使それぞれ個別にお伺いし たいと思います。

その結果、合意いただければ全会一致となりますが、合意いただけなければ、やむなく採決となります。

協議結果については、まず労働者代表委員からお伺いし、その後使 用者代表委員からお伺いいたします。

それでは、これ以降の公労協議・公使協議は、再び「非公開」とい たします。

傍聴人の方々には恐縮ですが、次に「三者が揃って協議する場面」

まで、しばらくお待ちください。

事務局は、公労使代表委員をそれぞれの協議室に案内してください。

《《 以降、非公開 》》

- 一 労・使代表それぞれの協議室で協議 一
- 一 公益・労働者代表協議 一
- 一 公益·使用者代表協議 —
- 一 公労使代表委員 審議会場に入室 一

《《《以降、公開》》》

杉田部会長

それでは、審議を再開し、これより三者が揃って審議する場となりますので「公開」といたします。

労使それぞれの代表委員の御協力により、本年度は、全会一致により専門部会の審議を結審することができました。

改正額は、現行の954円を50円引き上げて、時間額1,004円とし、 発効日は令和6年10月1日とする、これを専門部会の決議といたし ます。

なお、専門部会運営規程第9条に基づき、この議決につきましては 専門部会報告書を作成し、審議会会長に報告することといたします。

また、専門部会の決議が「全会一致」である場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して「専門部会の議決を栃木地方最低賃金審議会の議決とする」旨、7月5日に開催されました第1回栃木地方最低賃金審議会において、あらかじめ決議されておりますので、本日の専門部会をもって、栃木労働局長に答申することといたします。

事務局は、専門部会報告書(案)及び答申文(案)を作成し、各委員に配付してください。

事務局

- 専門部会報告書(案)及び答申文(案)を配付 -

杉田部会長

それでは、最初に、専門部会報告書(案)について審議をいたします。

事務局は確認のため報告書(案)を朗読してください。

事務局

- 専門部会報告書(案)を朗読 -

5 / 8

杉田部会長

この専門部会報告書(案)ですが、まず公益委員の考えを示したい と思います。

但し書き以下のところです。

1から3は中小零細企業の支援策あるいは社会保険の企業負担の 減免が記載されておりまして、こちらにつきましては公労使いずれ も合意できる内容かと思います。

ただし、4項の最低賃金の最小範囲及び5項の解雇規制の緩和等に関しましては、使用者側のご意見として一定程度理解はできるものの、現実的な問題としての見解は分かれるところであり、当審議会における答申の付帯事項とするには、公労使三者が合意することは極めて難しいと考えておりますので、この但し書き以降に関しましては、1項から3項まではこのまま、4項と5項については削除したいと考えておりますが、使用者代表委員はいかがでしょうか。それでもよろしいですか。

使用者代表

はい。

杉田部会長

労働者代表委員はそれでよろしいですか。

労働者代表

はい。特に異議はありません。

杉田部会長

他に、この専門部会報告書(案)について、御意見などございますか。

各代表委員

- 意見等なし -

杉田部会長

御意見等がないようであれば、専門部会報告書につきましては、先ほど私からお話ししました但し書き以降の4項、5項を削除したうえで、このとおり決定したいと思いますがよろしいですか。

各代表委員

- 異議なし -

杉田部会長

専門部会報告書は、4項、5項を削除したうえで決定し、本日開催される審議会において報告することといたします。

専門部会報告書(案)の(案)及び4項、5項を削除し、本日8月 5日の日付を記入してください。

続いて、答申文(案)について審議いたします。

事務局は、確認のため答申文(案)を朗読してください。

事務局

- 答申文(案)を朗読 -

杉田部会長

この答申文(案)についての御意見を伺いますが、まず先ほどの報告書と同様に、こちらの但し書き以下の4項と5項については削除

するということを公益委員としては提案をいたしますが、労働者代表委員と使用者代表委員はよろしいでしょうか。

## 各代表委員

- 異議なし -

#### 杉田部会長

それでは答申文につきましても、4項5項を削除したうえで決定 したいと思います。

答申文(案)の(案)及び4項5項を削除し、本日8月5日の日付 を記入してください。

これから労働局長に対し、答申文の手交を行いますので、事務局は局長を御案内ください。

- 局長入室 -
- 答申文手交 -
- 一 局長退室 一

## 杉田部会長

次に議題(2)のその他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

#### 各代表委員

- 意見等なし -

## 杉田部会長

特にないようですので、以上で本日の議事はすべて終了となります。

本日の議事につきましては、運営規程第8条第1項の規定により 議事録を作成することになります。また、議事録については、同条第 2項ただし書の規定により議事録の一部を公開とし、第3項の規定 による議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思いますが、よ ろしいでしょうか。

#### 各代表委員

― 異議なし ―

#### 杉田部会長

それでは、議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。

## 労使代表委員

一 労使それぞれの代表委員で協議 ―

## 杉田部会長

それでは、労働者代表鈴木徹也委員、使用者代表鈴木健治委員にお願いいたします。

最後に鷹中労働基準部長より御挨拶をお願いします。

#### 基準部長

本日は、令和6年度の最低賃金額改定の調査審議につきまして、非

常にタイトなスケジュールの中、お取りまとめいただき、誠にありがとうございました。

杉田部会長をはじめ委員の皆様には、御多忙のところ、また猛暑が続く中、3回にわたり活発な御審議、そして全会一致をもって答申をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

先ほど決議いただきました「専門部会報告書」につきましては、この後に開催されます第3回審議会において報告のうえ、10月1日の改正発効に向け、所定の手続きを進めるとともに、県内の事業主、労働者に対し、幅広い周知広報に努めてまいります。

専門部会委員の皆様には、この後に開催されます第3回審議会に つきましてもどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

## 杉田部会長

ありがとうございました。

以上を持ちまして、第3回栃木県最低賃金専門部会を閉会といたします。

長時間にわたりお疲れさまでした。ありがとうございました。